

## ITF 成人に対するセーフゲーディングの方針

「テニスの長期的な成長と持続可能性を確保する」という目標の一環として、国際テニス連盟（ITF）はセーフゲーディングを非常に重視しており、選手、役員、管理者、ボランティアなど、誰もが安全で誰もが参加できる環境でテニスを楽しむ権利があると考えています。

私たちは、安全保護の責任と懸念事項を提起する手順が広く理解され、ITF のすべてのイベントや活動に根付いた文化を築くことに尽力しています。安全保護は、ITF の中核的価値観全体を通して「黄金の糸」として機能し、あらゆるレベルのテニス選手がテニスで引き続き有意義な経験を得られるようにしなければなりません。

本方針は、テニスにおけるすべての成人のセーフゲーディングに関して、ITF の全員とその活動に関わるすべての人々に対する ITF の基準と期待を定めています。

David Haggerty  
ITF President

### 目次：ページ

1. はじめに 2
2. 私たちの取り組み 2
3. 定義 3
4. テニスにおける成人の安全確保 4
5. 適用範囲 4 - 5
6. 中核原則 5
7. 安全確保に関する法律とガイドライン 5 - 6
8. 国際テニスの安全確保に向けた協力 6
9. 見直し 6
10. より安全な採用 7
11. ITF のセーフゲーディングにおける役割と責任 7 - 8
12. テニスにおける障がい者参加者 8 - 9
13. 車いすテニス 9
14. ITF のトーナメントとイベント 9 - 10
15. 18 歳未満の成人向け環境への参加 10
16. セーフゲーディング研修 10
17. ITF セーフゲーディング行動規範 10 - 12
18. 不適切な慣行と虐待の分類 12 - 15
19. 虐待と不適切な慣行の特定 15
20. セーフゲーディングを個人のものとし、傾聴の文化を築く 15
21. 開示への対応方法 15 - 16
22. セーフゲーディングに関する懸念事項を報告する義務 16 - 18

- 23. 同意と情報共有 18
- 24. 私の報告はどうなるのですか？ 18 - 19
- 25. データ保護と情報共有 19 - 20
- 26. 保護支援と監督 20
- 27. 危機管理計画 20
- 28. 内部告発方針 20

## 1. はじめに

セーフガーディングとは何か？

セーフガーディングとは、個人や組織が協力して、参加者全員の福祉を促進するために行う行動であり、参加者の健康や発達に対する傷害や危害のリスクを防止・排除するために協力して取り組むことです。参加者全員は、安全で効果的なケアを促進し、必要に応じて危害を防止するための積極的な行動を取らなければなりません。保護は全員の責任です。

成人のセーフガーディングとは、重大な危害を受けた、受ける危険がある、または現在重大な危害を受けている成人の安全を確保するために必要な一連の行動または活動です。これには通常、事件や懸念事項を、時には緊急を要するものの、警察や政府機関などの法定機関に通報し、成人が保護されるよう努めることが含まれます。

## 2. 私たちの公約

国際テニス連盟（ITF）は、ITF が主催または認可するテニスのトーナメント、イベント、プロジェクト、プログラムに参加するすべての成人の安全を守ることに尽力しており、あらゆる形態のハラスメント、虐待、暴力、搾取を拒否します。すべての活動に安全保護のベストプラクティスを組み込むことは、「未来の世代にテニスを届ける」という私たちの目標達成に不可欠です。

## 3. 定義

- 虐待とは、児童または成人が危害を被る原因となった作為または不作為を指します（詳細は ITF セーフガーディング・ポリシーを参照）。
- 成人：18 歳以上の者。
- 児童：18 歳未満の者。
- 規範とは、ITF 児童セーフガーディング・ポリシーおよび ITF 成人セーフガーディング・ポリシーに定められた ITF セーフガーディング行動規範を指します。
- 対象者とは、ITF セーフガーディング・ポリシーの対象となる者を指します。
- ハラスメント：人の尊厳を侵害し、または威圧的、敵対的、品位を傷つける、屈辱的、もしくは不快な環境を作り出す、望ましくない行為。
- 危害とは、個人によるハラスメント、虐待、不適切な慣行、またはその他の不適切な行為から生じる不

当な悪影響または結果を指します。

- 独立裁定所（または「裁定所」）とは、ITF 規則に基づき招集される独立裁定所における審理手続きに関する手続規則に従って任命され、運営される独立かつ公平な裁定所を指し、ITF 規則に基づき付託された紛争、異議申し立て、上訴、その他の事項を決定する権限を有します。
- ITF：国際テニス連盟（ITF）は、テニスの世界統括団体です。
- ITF 競技会：ITF が所有、運営、および／または公認するサーキット、トーナメント、またはテニスイベント。
- ITF 内部裁定委員会（「IAP」または「委員会」）：ITF が任命した委員で構成される委員会で、ITF 規則に基づき招集される IAP における審理手続きに関する手続規則に従って任命され、運営され、ITF 規則に基づき付託された紛争、異議申し立て、上訴、その他の事項を決定する権限を有します。
- ITF ルールとは、ITF の規則、規定、規約、および方針（随時改正されるもの）を意味します。
- ITF セーフガーディングポリシーとは、ITF 児童セーフガーディングポリシーおよび ITF 成人セーフガーディングポリシーを意味します。
- ITIA：国際テニス・インテグリティ・エージェンシー
- NA：各国協会
- 警察：犯罪の防止および摘発を任務とする警察または法執行機関（国内または国際を問わず、例：インターポール）を意味します。
- 暫定資格停止処分とは、ITF セーフガーディングおよびケースマネジメント手順（SCMP）第 5 条に従って課される、ITF テニス活動のすべてまたは特定の活動への参加の一時的な禁止を意味します。
- RA：地域協会
- セーフガーディングパネル：セーフガーディングパネル手続き規則に従って任命され、運営される、独立した公平なセーフガーディングパネルを意味します。
- 制裁とは、保護（または関連する）懸念の結果として、行動規範もしくは懲戒手続き、または行動規範、懲戒規定もしくは保護規定もしくは手続き（ITF またはその他の規定）に基づき、対象者（以下に定義）に対して課される、資格停止（暫定的なものを含む）、資格剥奪、措置、条件、要件、保護措置、および／またはその他の命令もしくは結果を意味します。
- 法定当局とは、人（児童またはその他の者）の保護、福祉、および／または保護に関する法定または政府発行の権限を有する当局、機関、または同様の組織を意味します。
- 暴力とは、「あらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害および虐待、怠慢または過失による扱い、虐待または搾取（性的虐待を含む）」を指します。（児童の権利に関する国際連合条約第 19 条）。

#### 4. テニスにおける成人の保護

ITF は、自らが主催または認可するさまざまなトーナメント、イベント、プロジェクト、プログラムにおいて、成人の参加者を保護する義務があると認識しています。保護の実施は、参加者の人口統計上の多様性により、成人テニスにおける危害リスクに対する脆弱性が異なる可能性があることを認識し、あらゆる環境の成人に合わせて実用的かつ個別に行う必要があります。脆弱性は変化しやすく状況に依存する状態

であり、あらゆる人に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、身体に障害がある人や認知症、学習障害、識字障害などの診断を受けた人、不安障害やうつ病などの持続的または一時的な精神疾患のある人に悪影響を及ぼす可能性があります。成人テニスにおける脆弱性に影響を与えるその他の要因には、長期または短期の身体的負傷、人間関係における力の不均衡、認知的および感情的な成熟度、悪影響の受けやすさ、身体の発達および教育が含まれます。成人参加者の中には、テニス以外の個人的な事情を抱えている人もいます。例えば、家庭内暴力、貧困、薬物乱用、ホームレス、政情不安、社会的排除などです。こうした状況は、脆弱性に影響を与え、他の困難な状況への対処能力を制限する可能性があります。したがって、「脆弱な」という表現は、個々の成人またはその個人的な状況にいつでも当てはまる可能性があります。ハラスメントや虐待には、意図的な行為や搾取的な行動から、成人の正当な利益のために行動をとらず、危害を加える可能性のある行為まで、幅広い行為が含まれます。成人を保護するために積極的な措置を講じる必要がある場合、そのような措置を決定する際には、当該成人の見解、希望、感情、信念を十分に考慮し、措置を開始する前に本人の同意を求めます。これは、危害のリスクにさらされる可能性のある成人に対する「セーフガーディングを個人化する」と呼ばれます。例外的な状況では、成人が同意していない場合でも、情報が共有されることがあります。ITF は、あらゆるレベルのゲームにおいて安全でインクルーシブな環境を創出するセーフガーディングの文化を根付かせるよう努めます。

## 5. 適用範囲

対象者は、本保護方針（以下「方針」）に拘束され、以下の条件を満たす成人と定義されます。

- ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動の認定を受けている、および／またはそれらに出場、指導、審判、勤務、またはその他の方法で参加している者。
- ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動に出場または参加するための有効な IPIN 登録を保持している、および／または ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動に参加する者（以下「プレーヤー」）。
- プレーヤーの親、法定後見人、または付き添い人である者。
- ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動に参加している、または参加を準備しているプレーヤーを支援、協力、治療、または援助するコーチ、トレーナー、マネージャー、エージェント、チームスタッフ、医療従事者、パラメディカルスタッフ、セラピスト、またはその他の関係者である者。
- ITF 地域トレーニングセンターに通学、居住、雇用、または何らかの形でサービス提供の契約を結んでいる。
- ITF ツアーチームに何らかの立場で参加している。
- ITF の従業員または ITF が任命したコンサルタントである。
- ITF または ITF が公認する審判またはコーチの認定資格または資格を保有している。
- 報酬の有無にかかわらず、ITF のトーナメント、イベント、または活動に参加する。
- ITF の契約社員またはボランティアとして活動している。
- ITF のトーナメント、イベント、または活動の運営または準備に何らかの形で関与している。

上記の対象者は、上記の活動に参加する条件として、本方針に拘束されることに同意し、本方針の違反に対するあらゆる結果を含め、本方針を執行する ITF の権限、および本方針に基づいて提起された事件および控訴を審理および決定するための ITF の保護およびケース管理手順に定められた審問委員会の管轄権に服従したものとみなされます。

## 6. 基本原則

私たちの基本原則は、国際テニスにおける安全確保と、すべての参加者の福祉と健康の促進に対する組織的および個人的な責任を以下のように反映しています。

- すべての参加者の福祉は最優先事項です。
- 安全確保は全員の責任です。
- 肌の色、人種、国籍、民族的または国籍的出身、年齢、性別、性的指向、障がい、宗教に関わらず、すべての参加者は、ハラスメント、虐待、暴力、搾取、不適切な行為から保護される権利を有します。
- すべての参加者は、あらゆる形態のハラスメント、虐待、暴力、搾取、不適切な行為のない、安全でインクルーシブな環境で、テニスに参加し、楽しみ、成長する権利を有します。
- すべての参加者は、私たちのすべての活動と関わりにおいて、安全で尊重され、大切にされていると感じるべきです。
- すべての対象者は、虐待やネグレクトの兆候に注意し、懸念事項を報告して、すべての参加者が効果的な保護を受けられるようにしなければなりません。

## 7. 保護に関する法律およびガイダンス

ITF は英国に拠点を置く国際機関です。したがって、本方針の法的枠組みは英国の法律に準拠しています。本方針は、上記 5 項で定義されるすべての対象者に適用されます。

国際人権章典は、1948 年の世界人権宣言（UNDHR）と 1966 年に国連総会で採択された国際人権規約（国際規約）を組み合わせたものです。国際人権章典は、すべての人が有する市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を規定しており、多くの国の政府によって批准されています。国連人権システムは、世界がどのようにしてすべての人が自らの権利にアクセスできるかを監視するために、様々なメカニズムを用いています。UNDHR および国際規約に定められた多くの条項は、本保護方針に定められた中核原則および規定の基盤となっています。

ITF のトーナメント、イベント、活動の大部分は国際的なものです。開催国には独自の法律があり、対象者は ITF 公認のトーナメント、イベント、その他のテニス活動に従事する際に、当該国の関連するすべての刑法を遵守するものとします。適用される刑法は、本方針に定められた規定よりも優先されます。

2025 年 ITF 憲章には、ITF が特に子供や社会的弱者を含むスポーツ参加者の安全と福祉を尊重し、促進し、配慮することが盛り込まれています（第 2.2.7 条）。

各加盟国協会（NA）は、この ITF 成人保護方針と実質的に同等の地域的な保護方針を、自らの規則に組み込む必要があります。各地域協会（RA）は、この ITF 成人保護方針と実質的に同等の方針を実施し、施行する必要があります。

ITF は、加盟 NA および RA がそれぞれの地域の安全保護方針に基づいて行った決定を承認し、受け入れる権限を有します。NA および RA は、ITF から要求された場合、ITF および／または他の NA/RA が行った安全保護に関する決定を承認し、実施しなければなりません。

## 8. 国際テニスの安全確保に向けた協力

この安全保護方針は、すべての対象者の安全を強化することを目的としています。この安全保護方針は、コート上での行動規範に関する事項に代わる、または干渉するものではありません。これらの事項は、関連するテニス規則に基づき、任命された役員によって対処される場合があります。ただし、ITF は、コート上での活動中にも安全保護関連の問題が発生する可能性があることを認識しており、必要に応じて、この方針に定められた規定、および必要に応じて ITF の安全保護およびケースマネジメント手順（SCMP）が適用されます。

協力は、子どもと大人の安全保護の多くの側面の基盤となります。ITF は、国際警察および法定当局、地域および国内協会、女子テニス協会（WTA）、男子プロテニス協会（ATP）、国際テニス・インテグリティ・エージェンシー（ITIA）、その他のテニスまたはスポーツ統括団体と連携し、世界中のテニスがすべての子供と大人にとって安全でインクルーシブなスポーツであることを確保します。

この目標達成のため、ITF はパートナーに対し、以下のことを推奨します。

- 本ポリシー（または同等のポリシー）を策定し、その遵守を表明し、本ポリシーに記載されている原則に準拠した独自の安全保護手順を実施すること。
- 各国の国内法およびテニス規則に準拠し、テニスにおける子供および大人への虐待や不適切な行為の疑いについて、調査を開始し、主導すること。
- 本ポリシーの違反が疑われる場合は、ITF セーフガーディングチームに報告し、調査が必要なセーフガーディング事項については ITF セーフガーディングマネージャーと連携し、調査が迅速かつ適切に実施されるよう努め、作業の重複や証拠収集手順の不備を回避し、テニスにおける子供および大人へのさらなる危害リスクを管理する。
- 子供および大人のセーフガーディングに関する不正行為、虐待、または不適切な慣行により、調査（刑事事件または統括団体による懲戒処分）、暫定的な資格停止、または制裁の対象となるすべての人物について、ITF セーフガーディングチームに通知することにより情報を共有する。
- 必要な調査を実施した後、ITF、地域協会、国内協会、WTA、ATP、ITIA、またはその他のスポーツ統括団体の間で、調査対象者（刑事事件または懲戒事件）に対する暫定的な資格停止処分、または児童および成人の保護に関する調査の結果として課された制裁措置の相互性について正式に合意する。
- 本方針に基づき、その権限下にある者に対して行われた決定を認識し、遵守し、実施する。

## 9. 見直し

本方針および関連方針は、事件発生、新たな法律制定、法定ガイダンス、または保護事例に関する勧告により中間見直しの必要性が示唆されない限り、毎年見直される。本方針は、ITF のウェブサイトから

閲覧またはダウンロードできる。

## 10. より安全な採用

ITF は、より安全な採用方針を運用しており、ITF テニス活動のあらゆる側面において、社会的弱者グループと協力するために ITF に採用される対象者が、その役割に適切な資格を有していることを保証することに尽力しています。

これは、必要に応じて、就労許可を得る前に、英国の強化版開示・禁止サービス（または出身国における同等の海外犯罪記録調査）による犯罪歴調査を受ける必要があることを意味します。対象者は、業務内容に応じた保護研修を受け、児童および成人の保護に対する責任を理解します。

第三者組織またはパートナーが ITF に代わってテニスの活動、トーナメント、イベントを提供する場合、当該組織は ITF の保護方針および最低限の保護基準を遵守する必要があります。これらの基準は、提供前にガイダンスに記載され、あらゆる契約書またはサービスレベル契約書において参照される場合があります。

注：日本における DBS (Disclosure and Barring Service 犯罪証明管理および発行システム)は、子ども性暴力防止法の成立とこれからの交付を 2026 年度中に施行予定です。

## 11. ITF セーフガーディングの役割と責任

シニア・セーフガーディング・リーダー

シニア・セーフガーディング・リーダーは、以下の役割を担います。

- セーフガーディングを積極的に推進し、ITF のセーフガーディングに関する方針と手順が ITF 理事会で定期的に議論されるようにする、上級幹部職員です。
- 理事会と、セーフガーディングに関する具体的な戦略責任および／または運用責任を担う ITF 職員との間の効果的なコミュニケーションを確保する戦略的責任を負います。
- セーフガーディングの実践を開発、実施、およびレビューするための十分なリソースを要求します。
- セーフガーディングに関する具体的な戦略責任および／または運用責任を担う ITF 職員が、助言、支援、および定期的な臨床的監督を受けられるようにします。
- ITF におけるセーフガーディングの戦略的計画策定に責任を負います。

セーフガーディング・マネージャー

セーフガーディング・マネージャーは、以下の責任を負います。

- 組織全体における本ポリシーおよび関連手順の実施について、包括的な責任を負います。これには、堅牢な報告体制およびケース管理体制の構築が含まれます。
- すべてのセーフガーディング事案の捜査に対する ITF の対応について、警察および法定当局との調整を行い、本ポリシー違反の疑いのある事件の捜査を実施する責任を負います。
- ITF 指定セーフガーディング・オフィサーの採用、研修、教育に責任を負い、地域協会または全国協会指定セーフガーディング責任者にインシデントまたはケース管理のサポートを提供します。
- すべての対象者に対するセーフガーディングの推進と教育に責任を負います。

- 人事部と緊密に連携し、ITF のあらゆる活動において児童と関わるすべての ITF スタッフの安全な採用と研修を確実に実施します。
- 犯罪歴やセーフゲーディングに関連する情報を含む、英国 DBS および海外犯罪記録調査の適格性審査に積極的に関与します。
- 組織全体の安全保護に関する総責任者であり、ITF 地域トレーニングセンターや ITF ツアーチームなど、ロンドン本部から離れた場所で行われるプログラムのための堅牢な安全保護および福利厚生体制の構築も担います。
- ITF ワールドテニスツアー、その他の ITF テニスツアー、ITF 国際チーム競技会、ITF 開発部門の活動など、ITF 活動のあらゆる分野における安全保護を推進し、社内外のすべての関係者と協力して、安全保護が確実に定着するように努めます。
- ITF のコミュニケーションネットワークの様々な手段を通じて、研修、助言、サポートを提供することにより、児童および成人の継続的な安全と保護を確保するために必要な機能を遂行するための適切な研修を受け、資格を有すること。

### **ITF セーフゲーディングチーム**

ITF セーフゲーディングチームは、適切な研修を受けた ITF スタッフであり、報告およびケース管理を含む、組織全体にわたる本ポリシーおよび関連手順の実施を支援することに専念しています。

責任には以下が含まれます。

- ITF のコミュニケーションネットワークの様々な手段を通じて、研修、助言、サポートを提供すること。
- セーフゲーディング・マネージャーが不在の場合、ITF スタッフおよび地域協会または全国協会で指定されたセーフゲーディング責任者に、インシデントまたはケース管理のサポートを提供すること。
- 警察、法定当局との連携による重大なセーフゲーディング事案の調査、および本ポリシー違反の疑いに関する調査を支援すること。
- 専用の選手福祉機能の開発を支援すること。
- 児童対応に従事する ITF 職員全員の安全な採用および研修に関する ITF 人材開発記録の管理。
- 英国 DBS および海外犯罪歴調査の管理。

### **指定安全保護責任者**

適切な訓練を受けた指定安全保護責任者（DSO）は、この役割と他の職務を兼任し、以下の業務を遂行することで、本方針を遵守します。

- ITF のトーナメント、イベント、または活動における安全保護に関する事項の第一連絡窓口となる。
- トーナメント、イベント、または活動の前および最中に、安全保護に関するリスクを特定し、管理する。
- 報告された安全保護に関するインシデントや懸念事項に対応する第一連絡窓口となる。

指定安全保護責任者は、ITF 安全保護チームのメンバー、ITF 職員、または特定のトーナメント、イベント、または活動において ITF を代表して活動するために地域レベルで任命される場合があります。

### **事務局長、部門長、および上級管理職**

安全保護に関する方針、手続き、およびシステムに関する特別な責任は、経営陣および職員の採用、選考、研修に携わる者に与えられています。事務局長とその上級管理職は、担当部署およびプロジェクト

における日常業務において、ITF の安全保護、より安全な採用、および安全な労働慣行の遵守を確保する責任を負います。

### **すべての対象者**

ITF は、すべての対象者が、その役割の一環として、以下の事項を含む本方針の遵守に尽力することを期待しています。

- すべての参加者に安全な環境を提供すること。
- 特別な支援を必要とする可能性のある者、または危害を受けている、あるいは危害を受けるリスクのある者を特定すること。
- 参加者を危害から保護するために必要な適切な措置を直ちに講じること。
- 安全保護に関する懸念事項を報告すること。
- 懸念事項に対処するため、ITF 安全保護マネージャーおよび指定安全保護担当者と協力すること。

### **12. テニスにおける障害のある参加者**

2010 年平等法に基づき、日常生活の通常の活動を行う能力に「重大」かつ「長期的」な悪影響を及ぼす身体的または精神的な障害を持つ人は、障害者と分類されます。参加者は、障害によって追加の支援を必要とする場合があります。

ITF のためにテニス活動を提供する対象者は、テニス環境がこれらのニーズを認識し、活動期間中、参加者の安全を守るために必要に応じて合理的な調整を行うようにする責任を負います。

障害は必ずしもすぐに明らかになるとは限らないため、障害に関する情報は、あらゆる活動に参加する前に入手する必要があります。この情報は、ITF のデータ保護方針および手順に従い、厳重に機密扱いされ、障害のある参加者の安全と健康に責任を負う対象者とのみ共有されなければなりません。

注：虐待のリスクが最も高いのは、行動障害や素行障害のある以下の人々です。

- 学習障害／障がいのある者
- 言語障害のある者
- 健康上の問題のある者
- 聴覚障害のある者

### **13. 車いすテニス**

ITF の車いすテニスの使命は、車いすアスリートがあらゆるレベルのスポーツでプレーし、競技する機会を創出することです。したがって、本方針は ITF のすべての車いすテニス活動に適用され、ITF 車いすテニス規則およびクラス分け規則と併せて読む必要があります。

ITF は、監督、アクセシビリティ、輸送、旅行、宿泊施設、競技施設、トーナメント環境、車いすテニス選手を含むすべての選手に適切なレベルのケアを提供するためのプログラムなど、セーフガーディングのベストプラクティスに関するさらなるガイダンスを発行する場合があります。

### **14. ITF トーナメントおよびイベント**

上記第 7 条に基づき、すべての地域協会および各国協会は、開催地における国のセーフガーディング法およびテニス規則に準拠した独自のセーフガーディング方針および手順を実施する必要があります。

ITF トーナメントまたはイベントにおいて、対象者に関するハラスメントまたは虐待の事件が申し立てられた場合、ITF は、関連する各国協会および／または地域協会に対し、適用される現地のセーフガーディング方針および手順を実施することにより、まず申し立てを調査し解決するよう奨励し、支援します。このような方針や手順がない場合、または下記第 25 項に記載されている理由のいずれかに該当する場合、ITF は管轄権を有し、すべての安全保護に関する懸念事項が適切に調査され、制裁が科せられることを保証します。

すべての ITF トーナメントおよびイベントには、現地で指名された指定安全保護責任者（DSO）が配置され、すべての安全保護に関する事件または懸念事項への対応を担当します。DSO の連絡先は、到着前にトーナメントファクトシートで提供されます。

本方針は、各 ITF ツアーまたは大会の組織要件および規則と併せてお読みください。

国際オリンピック委員会（IOC）および国際パラリンピック委員会（IPC）のイベント

IOC および IPC は、国際テニス連盟（ITF）をテニスの世界統括団体として承認しています。ITF のすべての規則、慣行、および活動は、オリンピック憲章および IPC ハンドブックに準拠する必要があります。ITF は、オリンピックにおけるテニス、パラリンピックにおける車いすテニスの運営において独立性を維持しながら、管理と指導の責任を負います。

IOC の選手およびその他の参加者に対するハラスメントおよび虐待からの保護に関する枠組み、およびパラリンピックを対象とした IPC の大会期間中の報告手順は、オリンピックおよびパラリンピックの期間中、それぞれの競技の参加者に適用されます。ITF 指定の保護責任者は、IOC/IPC 指定の保護責任者と緊密に連携し、オリンピックおよびパラリンピックにおけるテニスまたは車いすテニスに関して報告されたすべての保護に関する事案または懸念事項に対処します。

テニスにおいて、対象者間でハラスメントまたは虐待の疑いがある場合、当該事件は、本保護方針に基づく適切な手続きにより解決されるものとします。

## **15. 成人向け環境への 18 歳未満の参加**

18 歳未満の児童が主に成人向けのテニス環境に参加する場合、力関係の不均衡により性的虐待や搾取の被害に遭う可能性があります。

このリスクに対処するため、ITF は「信頼関係」の原則を適用しています。この規定は、18 歳未満の児童が法的には性的行為に同意できる場合でも、力関係の不均衡により虐待的な関係となり、ITF 児童保護方針の行動規範に違反する可能性のある児童を保護することを目的としています。

ITF 児童保護方針は、テニス活動に参加するすべての児童（主に成人が参加する環境に参加する児童を含む）の保護に関する ITF のアプローチを定めています。

## **16. 保護に関する研修**

ITF で働く、または ITF のために働く対象者は、役割に応じたレベルの保護と意識向上に関する研修を受けることが重要です。これにより、対象者は虐待、ネグレクト、不適切な行為の兆候を認識し、懸念がある場合の対処方法を理解することができます。

特に、以下の点について留意します。

- 新入職員は、入社オリエンテーション中に保護チームから説明を受け、ITF の保護に関する方針と手順について理解を深めます。
- すべての対象者は、職務の一環として保護に関する研修を受けます。
- 保護に関する再教育研修は毎年実施され、e ラーニング形式で提供される場合があります。
- 指定保護責任者の役割を担う対象者に対する追加研修。
- 人材育成および研修記録は、保護チームによって保管されます。

## 17. ITF 保護行動規範

すべての成人がテニスにおいて前向きで安全な体験を得られるように、すべての対象者は、この ITF 保護行動規範を理解し、遵守しなければなりません。これにより、前向きな行動の模範となり、すべての参加者の安全を確保します。より安全な労働慣行の原則を遵守することで、虐待やネグレクトの申し立てが行われるリスクも軽減されます。

義務を果たさなかった、またはこの保護行動規範に違反した対象者は、この方針に違反したものとみなされ、ITF 保護およびケースマネジメント手順に従って対処されます。

### A. 対象者は以下の条件を満たしていなければなりません。

- i. マナー、敬意、フェアプレー、スポーツ精神といったポジティブな行動を示す。
- ii. すべての参加者の安全と福祉を最優先とする。
- iii. テニスにおいて、安全で誰もが参加できる環境を作る。
- iv. 特にリスクのある可能性のある大人のニーズ、希望、アイデア、懸念に注意深く耳を傾け、真剣に受け止める。
- v. 信頼関係にあることによる力と責任の不均衡を認識し、プロフェッショナルとしての境界線を設定し、維持する。
- vi. セッションが観察可能で中断可能であり、他者が監視できるオープンな環境で活動する。
- vii. 身体接触は、参加者の同意を得た上で、かつ正当なスポーツ活動（例：テニスのコーチングや怪我の評価）において必要な場合のみ、オープンな環境で行います。
- viii. オンラインでのコミュニケーションを含め、すべての参加者と適切でオープン、透明、かつプロフェッショナルな関係を維持します。
- ix. トレーニングや競技中、または緊急事態や安全上の懸念がある場合にのみ、更衣室やロッカールームに入室します。
- x. 参加者の明確な同意がある場合、または緊急事態や安全上の懸念がある場合にのみ、その人の居住施設に入室します。
- xi. すべての参加者を尊重し、平等に扱います。
- xii. 公平性を促進します。参加者に対するあらゆるいじめ行為に対し、毅然とした態度で臨みます。
- xiii. 発生したすべての事件や怪我について、公式の事故・事件報告書を用いて、受けた治療や講じた措置の詳細とともに、書面で記録します。

xiv. すべての安全保護に関する懸念事項は、事案発生後直ちに、または可能な限り速やかに、ITF 安全保護チームのメンバーまたは指定安全保護責任者に報告し、ITF 公式フォームに詳細を記録してください。

**B. 対象者は、以下の行為を行ってはなりません。**

- i. テニス参加者の準備または競技に傷害、障害、または故意の妨害を企てるなど、不公平または非倫理的な行為を行うこと。
- ii. 障がい、人種、民族、性別、国籍、宗教、年齢、または性的指向に基づき、参加者を差別すること。
- iii. いかなる者に対しても、望まない性的誘いをかけたり、性的接触を持つこと（オンラインでのコミュニケーションを含むが、これに限定されません）。
- iv. 望まない誘いをかけたり、性的行為を要求したり、性的な性質の言葉や身体的な行為（オンラインでのコミュニケーションを含むが、これに限定されません）を行うなど、いかなる者に対しても性的嫌がらせまたは虐待を行うこと。
- v. ポルノ、わいせつ、または性的に露骨な画像またはコンテンツ（写真、動画、音声、録音、または言葉を含む）を使用して、誰かに嫌がらせまたは虐待すること。
- vi. 電子通信を使用して、不適切、性的、またはその他の有害なテキストメッセージまたはソーシャルメディアメッセージを誰かに送信すること。
- vii. 信頼関係、または権威、監督、または管理を利用して、誰かの最善の利益を損なう、または損なう可能性のある方法で、個人的、経済的、または事業上の利益を追求すること。
- viii. 誰かに対して、精神的または心理的な危害を及ぼすような、言葉によるまたは身体的な嫌がらせ、いじめ、脅迫、または虐待的な行為を行うこと（オンラインでのコミュニケーションを含むが、これに限定されません）。
- ix. 誰かに身体的危害を及ぼす、または及ぼす可能性のある、平手打ち、殴打、パンチ、蹴り、またはその他の種類の暴力、行動、または活動を行うこと。
- x. 18 歳以上の場合、テニス環境において、当該児童の親または法定後見人である場合を除き、ホテルの部屋または居住施設内のその他の寝室を児童と共有すること。
- xi. 対象者（自身を含む）に対する安全保護に関する申し立ての処理に関して、注意義務を怠ったり、妨害したり、阻止したり、その他の方法で悪影響を与えたり、安全保護に関する申し立てが報告、記録、または対応されないよう、あるいはそのような行為を可能にする、あるいは許容するような行為を行うこと。
- xii. ITF または ITF が任命した人物による、ITF または地域の安全保護に関する調査の促進のための指示または要請に従わなかったり、何らかの形で妨害したりすること。
- xiii. a) 事件または安全保護に関する懸念を報告した人物、または  
b) 安全保護に関する調査もしくはその後の手続きに参加した人物に対して、報復行為を行ったり、報復行為を試みたりすること。
- xiv. 対象者として、ITF が所有または認可する ITF ツアー、団体戦、イベント、選手、役員、またはテニス界に悪影響を及ぼすような行動をとること。

## 18. 不適切な行為と虐待の分類

これは虐待行為や不適切な行為を網羅的に列挙したものではありません。個々のケースは異なるため、保護上の懸念が生じる可能性のある問題の種類について、例示として示したものです。

不適切な行為とは、対象者による ITF の要求基準を満たさず、ITF 保護行動規範に違反する可能性のある行為を指します。不適切な行為は、直ちに危険または故意に有害となるわけではありませんが、人身被害のリスクを引き起こす可能性があります。

不適切な行為の例としては、安全なトレーニング環境や競技環境の提供を怠ること、不適切なトレーニング方法、インターネットやオンラインコミュニケーション、ソーシャルメディアアプリやプラットフォームの不適切な使用、薬物やアルコールの影響下でのテニス環境下での活動、喫煙、他人の前での罵倒や攻撃的な行動などが挙げられます。

これは、虐待行為や不適切な行為を網羅したリストではありません。むしろ、保護上の懸念が生じる可能性のある問題の種類に関するガイドです。

**虐待のカテゴリー** – 虐待には、テニスのすべての参加者を保護するために適切な行動をとらない、意図的な虐待、行為、または対象者の不履行が含まれます。

**セルフネグレクト** – これは、個人の衛生、健康（処方薬の服用を怠る、または怪我の治療を拒否する）、または自宅や宿泊施設などの周囲の環境のケアを怠るなど、幅広い行動をカバーします。セルフネグレクトの極端な例としては、溜め込みなどの行動が挙げられます。

**身体的虐待** – 殴る、蹴る、揺さぶる、投げる、火傷を負わせる、噛む、熱湯をかける、窒息させる、溺れさせる、中毒させる、薬を誤用する、またはその他の方法で相手に危害を加えること。

スポーツにおいては、身体的危害や怪我は、過度、不適切、または危険なトレーニング方法、または選手やアスリートに怪我を負わせながらも試合に参加するよう強要することで悪化させることによっても引き起こされる可能性があります。

身体的虐待の他の兆候としては、説明のつかない怪我や、偶発的ではない、あるいは他者によって引き起こされたとは考えられない身体の一部の怪我などが挙げられます。

**性的虐待** – 嫌がらせや強制を含む、性的行為への参加を強要または誘惑すること。行為には、挿入による暴行（例：レイプ、オーラルセックス）、非挿入行為（自慰、キス、擦り付け、衣服外への不適切な接触など）、性的からかいやほめかしなどのセクハラなど、身体接触を伴う場合があります。

性的虐待には、わいせつな露出、わいせつな画像（しばしば「セクスティング」と呼ばれる）の視聴や作成・共有の強要・誘引、ウェブカメラによるオンライン自慰行為のライブ配信、本人の同意のない性行為の目撃など、非接触行為も含まれる場合があります。セクストーションは、金銭の送金や強制的なオンライン性行為を行わない場合、性的な画像、動画、または個人に関する情報を共有すると脅迫するオンライン脅迫の一種です。

**精神的虐待とは**、精神的・心理的健康に深刻かつ持続的な悪影響を及ぼすような、人に対する執拗な精神的虐待です。相手は自分が無価値だと感じる場合があります。

あるいは、愛されていない、不十分である、あるいは他者のニーズを満たす範囲でのみ評価される存在である。強制的な支配は、脅迫、危害を加えるという脅し、言葉による虐待、孤立、あるいはサービスや支援ネットワークからの撤退によって強化されることが多い。

これは、年齢や発達段階に不相応な期待を、明らかに達成不可能なレベルのスポーツパフォーマンスを設定することによって押し付け、非難や屈辱を与えることを伴う場合がある。

いじめ（ネットいじめを含む）や、交流、トレーニング、競技中に否定的な結果を招くことへの絶え間ない恐怖を伴う場合もある。精神的虐待は、他のあらゆる種類の虐待や虐待において、ほぼ常に有害な要因として関与している。

**ネグレクト** - 人の基本的な医療的、身体的、および/または心理的ニーズを継続的に満たさないことであり、健康または発達に深刻な障害をもたらす可能性が高い。ネグレクトには、以下のことが含まれる場合がある。

- 十分な食料、衣服、住居、暖房の提供。
- 身体的および精神的危害や危険からの保護
- 適切な保健・社会福祉サービスまたは教育サービスへの十分なアクセスの確保
- 適切な医療または治療へのアクセスの確保

これには、個人の基本的な精神的ニーズへの配慮の怠慢または無反応も含まれる場合があります。エリートテニスやスポーツ界では、選手のパフォーマンス低下に対する主要な対象者（コーチングスタッフ、保護者、介護者など）の否定的な反応によって、心理的および精神的ネグレクトが悪化する可能性があります。

**家庭内暴力および強制的な支配** - 性別や性的指向に関わらず、16歳以上の親密なパートナーまたは家族である、または過去に親密なパートナーまたは家族であった者の間で発生する、支配的、強制的、または脅迫的な行動、暴力、または虐待のあらゆる事件または一連の事件。これには、心理的、身体的、性的、経済的、感情的な側面が含まれますが、これらに限定されません。これには、いわゆる「名誉」に基づく暴力、女性器切除（FGM）、強制結婚が含まれ、被害者は特定の性別や民族グループに限定されないことは明らかです。

強制的行動とは、暴行、脅迫、屈辱、威嚇、その他の虐待行為、または一連の行為であり、被害者に危害を加え、罰し、または恐怖を与えるために用いられます。被害者を孤立させ、個人の利益のために資源や能力を搾取し、日常の行動を規制することで自立、抵抗、逃避の手段を奪うことにより、人を従属的および/または依存的にすることを意図しています。

**差別的虐待**：肌の色、人種、国籍、民族的または国籍的出身、年齢、性別、性的指向、障害、または宗教に関する違い、または違いとみなされるものを中心とした虐待であり、これらは平等法で保護されている特性です。虐待行為には、嫌がらせ、視覚的表現、言葉による虐待、または身体的虐待が含まれる場合があります。深刻なケースでは、差別的虐待は、被害者または他者から偏見、差別、または憎悪を動機として認識され、しばしば「ヘイトクライム」と呼ばれる犯罪行為となる可能性があります。

**組織的／制度的虐待** - 病院や介護施設などの施設内または特定のケア環境内、あるいは自宅で提供されるケアに関して、怠慢や不適切なケアの実践が含まれます。これは、単発の出来事から継続的な

虐待までさまざまです。クラブや組織内の構造、方針、プロセス、慣行の結果として生じる怠慢または不適切な専門的実践によって、害が生じる可能性があります。

**金銭的または物質的虐待** - 窃盗、詐欺、インターネット詐欺、成人の金銭問題または取り決めに関する強制（遺言、財産、相続、金融取引に関連するものを含む）が含まれます。

#### **財産、所有物、または利益の不正使用または横領。**

テニスにおけるこの種の虐待には、賞金の差し押さえ、選手の代理人または代表者による過剰な手数料の徴収、スポンサー契約や後援契約を約束して旅行、保険、用具などの不要なサービスを法外な価格で提供することなどが挙げられます。

#### **現代の奴隷制と搾取**

人身売買は、搾取または商業的利益のために、欺瞞または強制によって人々を移動または募集する現代の奴隷制です。個人は募集、移動、輸送された後、搾取され、強制的に労働させられ、または売買されます。現代の奴隷制の主な形態は、強制労働、強制犯罪、強制結婚、性的搾取、家事労働です。テニスやスポーツの環境において、人は性的暴力、経済的虐待、八百長などの汚職などの他の犯罪行為のために搾取される可能性があります。

法律には含まれていませんが、成人の保護に関連する追加の定義があります。これらは次のとおりです。

**サイバーいじめ** - サイバーいじめとは、誰かがオンラインで繰り返し他人をからかったり、メールやテキストメッセージで繰り返し攻撃したり、オンラインフォーラムを利用して他人を傷つけたり、損害を与えたり、屈辱を与えたり、孤立させたりする意図で行われることです。これは、人種差別、同性愛嫌悪、特別な教育ニーズや障害に関するいじめなど、さまざまな種類のいじめを実行するために利用されますが、加害者は直接対面していじめを行うのではなく、テクノロジーを手段として利用します。いじめは、本人、家族、友人への暴力の脅迫、ソーシャルメディアやその他のオンライン上の虐待メッセージ、コメント、画像などです。テニス選手がサイバーいじめや「荒らし」によって非常に苦痛な個人的虐待を受けている例は数多くあり、これは多くの場合、個人のテニスの成績や、テニスの結果に賭けたりギャンブルをしたりすることに不満を持つ人々に関連しています。

**メイト・クライム** - セーフティネット・プロジェクトの定義によると、「メイト・クライム」とは、「弱い立場にある人々がコミュニティのメンバーと親しくなり、そのメンバーから搾取され、利用されること」を指します。違法行為ではないかもしれませんが、個人に悪影響を及ぼします。メイト・クライムは、成人の知人によって行われ、しばしば私的な場で行われます。被害者の信頼を得るために関係を築くプロセスである「グルーミング」と類似した行動が見られます。近年、学習障害のある成人が、友人を装った人物によって殺害されたり、重傷を負わされたりした重大事件の調査が数多く行われています。

**強制結婚** - 強制結婚とは、当事者の一方または両方が、本人の同意なしに、または本人の意思に反して結婚させられる結婚を指す用語です。強制結婚は、配偶者の特定において第三者の協力に双方が同意する見合い結婚とは異なります。英国では、誰かに結婚を強制することは犯罪です。学習障害のある成人の強制結婚は、本人が結婚に同意する能力がない場合に発生します。

**過激化と過激主義** - 過激化とは、個人がテロリズム、あるいはテロリズムにつながる過激主義を支持するように影響されるプロセスを指します。ここでの「脆弱性」とは、置かれた状況、経験、あるいは精神状態

によって過激主義的なイデオロギーに傾倒しかねない成人を指します。

過激化の目的は、人々を自らの論理に引きつけ、新たな仲間を育成し、過激な見解を植え付け、脆弱な個人に自らの主張の正当性を納得させることです。個人が過激化に引き込まれる方法は様々です。個人的な関係を通して直接的に引き込まれる場合もあれば、ソーシャルメディアやその他のオンライン手段を用いてメッセージを投稿したり、コメント、画像、動画を共有したりするテクノロジーを利用する場合があります。

## 19. 虐待と不適切な行為の特定

虐待を認識することは必ずしも容易ではなく、テニス界で働く人々が虐待が行われている、あるいは既に行われているかどうかを判断する責任はありません。誰もが、懸念を抱いている場合、あるいは懸念が明らかにされた場合、積極的に行動する責任があります。

個々のケースは異なりますが、成人が虐待を受けていることを示す主な兆候としては、以下が挙げられます（ただし、これらに限定されるものではありません）。

- 虐待を受けたと告げる。
- 虐待行為を目撃した、または聞いたと告げる。
- 打撲、切り傷、火傷など、説明のつかない、または疑わしい怪我（特に、通常は偶発的な怪我をしにくい部位の場合）。
- 他人が故意に引き起こしたとしか考えられない怪我。
- 自傷行為の可能性を示唆する怪我や痕跡。
- 原因不明のあざや怪我、および／または怪我をしているのに医療処置を受けられないこと。
- 所持品やお金が紛失すること。
- 特定の集団や個人に対する恐怖。
- 練習に参加しなくなったり、練習を楽しめなくなったり、練習を欠席したり、チームメンバーやコーチからの注意にも反応しないこと。
- 非常に静かになったり、引きこもったり、突然怒りを爆発させたり、行動が変わったりするなど、原因不明の行動の変化。
- 望まない性的に露骨なオンラインメッセージを含む、性的に露骨な言葉や行動をとること。
- 通常であれば信頼を期待される相手への不信任感。
- 不衛生な個人衛生、洗濯されていない、または汚れた衣類。
- 悪天候に適さない服装、またはトレーニングの準備ができていないこと（例：用具の状態が悪い）。
- 明らかな理由のない体重の減少または増加。
- 過食や食欲不振を含む、食習慣の変化。
- 身体的危害またはハラスメントの脅迫、および実際の身体的危害やハラスメント。
- パフォーマンスの低さに対する執拗な非難と非難。

## 20. セーフガーディングを個人の責任とし、傾聴の文化を築く

セーフゲーディングのための堅牢で透明性の高いガバナンス体制は不可欠であり、ITF は、セーフゲーディングと具体的な懸念事項の報告方法に関するオープンな文化を築くために、あらゆる合理的な措置を講じます。

ITF は、セーフゲーディングに関する懸念事項について話し合うことで、常に成人の最善の利益のために行動します。適切かつ実行可能な場合、本人の理解力と精神的能力を考慮し、本人が望むことに関する意見は、本人に影響を与える決定において考慮されなければなりません。また、詳細は ITF セーフゲーディング・マネージャーまたは指定セーフゲーディング・オフィサーに伝えられることも本人に伝えなければなりません。ITF は常に、危害のリスクを増大させない適切な措置を講じます。

## 21. 開示への対応方法

成人が虐待を受けた、または虐待の危険にさらされていることを開示した場合、最優先事項は、更なる危害から彼らを守ることです。緊急の場合は、警察または法定当局に通報する必要があります。このような場合、対象者は以下のことを行う必要があります。

- 開示者の身体的安全と健康を直ちに確保する。
- 開示者が怪我をしたり痛みを感じたりした場合は、医師の診察を受ける。
- 開示者が対話を主導し、自由に自分のペースで話せるようにする。
- 相手の話をよく聞き、質問は説明を求めるために必要な最小限にとどめる。
- 秘密を守る、または話さないと約束しない。
- 開示者を安心させ、彼らの話を真剣に受け止める。
- 開示者の安全を確保するために、どのような措置が取られ、誰に報告されるかを説明する。
- 開示者には、今後の対応について十分に説明されることを安心させる。
- 犯罪が行われた疑いがある場合は、直ちに警察に連絡し、物理的証拠、法医学的証拠、その他の証拠を保管してください。
- ITF 保護管理者または指定保護責任者に通知し、助言を求めてください。
- 状況、発言内容、聞き取り内容、目撃内容、および誰が行ったかについて、事実に基づく完全かつ詳細な記録を作成してください。

## 22. 保護に関する懸念事項の報告義務

対象者が保護に関する懸念事項を認識する方法は、開示だけではありません。対象者は、事件や行動を目撃したり、報告を受けたり、ある人物が重大な危害を受けた、または受ける危険があるという懸念を引き起こす情報を発見したりするかもしれません。

対象者は、当該国の保護サービスを担当する関係警察または法定当局に、直ちに行動を起こしてこれらの懸念事項を報告しなければなりません。他の人が報告してくれるとは想定しないでください。これにより、被害者、容疑者、または重要な目撃者が出国する前に、当該人物が直ちに保護され、証拠が保全され、徹底的な調査が行われる可能性が高まります。

法定当局または警察に連絡した後は、直ちに ITF 保護管理者または指定保護責任者に通知する必要

があります。

- 事件または情報開示の場所、日時、関係者（被害者など）、行動に懸念のある人物、その他の目撃者、懸念を報告した人物とその連絡先、懸念を報告した相手。
  - 状況、発言内容、聞き取り内容、目撃内容に関する事実に基づく書面記録。
- これらの記録は、調査、尋問、裁判、懲戒手続き、および／または品質保証の証拠として使用される可能性があるため、可能な限り正確かつ事実に基づいたものでなければならないことに留意することが重要です。

ITFは、テニス参加者の安全と福祉に関する懸念に関して誠意を持って報告するすべての対象者を全面的に支援します。

ITF ウェブサイトのセーフガーディングページ：[www.itftennis.com/safeguarding](http://www.itftennis.com/safeguarding)

メール：[safeguarding@itftennis.com](mailto:safeguarding@itftennis.com)

電話：+44 (0) 208 392 4701（自動音声サービスです）

SMS：+44 (0) 7786 200690（SMSを送信してください）

メッセージに「ITFSAFE」と入力すると、受信確認が届きます。

書面：ITF セーフガーディング・マネージャー インテグリティ&デベロップメント部門 宛

ITF, Bank Lane, Roehampton, SW15 5XZ, UK

直接（イベント会場にて）

報告は、どのトーナメントまたはイベントでも指定のセーフガーディング担当者に提出できます。

上記のいずれかの方法で提出された報告は、ITF セーフガーディング・チームに直接送信され、厳重に機密扱いされます。

国際自殺予防協会 - 成人および子ども

<https://ibpf.org/resource/list-of-international-suicide-hotlines/>

サマリタンズ UK - 0116 123 または [jo@samaritans.org](mailto:jo@samaritans.org) までメール

<https://www.samaritans.org/branches/>

秘密厳守のヘルプライン - リスクのある成人のための 24 時間 365 日サポート

アン・クラフト・トラスト - リスクのある障害のある子どもおよび成人の虐待リスクを最小限に抑えます。 - 0115 951 5400

メールアドレス: [ann-craft-trust@nottingham.ac.uk](mailto:ann-craft-trust@nottingham.ac.uk) / [www.anncrafttrust.org](http://www.anncrafttrust.org)

チャイルドライン - 0800 1111

英国児童虐待防止協会 (NSPCC) - 0808 800 5000

営業時間外および週末：秘密厳守のヘルプラインにも相談できます。

英国で利用可能なヘルプラインの一部を以下に示します。

英国警察／救急車／消防：緊急事態を報告するには 999 に電話してください。

または、他の国にいる場合は、同等のサービスを探してください。

国際緊急電話番号

クリック：国際緊急電話番号

<https://www.anothertravel.com/travel-advice/international-emergency-phone-numbers/>

### 23. 同意と情報共有

成人は、あなたが懸念を表明したり、開示したりした際に、行動を起こしてほしくない場合があります。これは、行動を起こすことによる影響を恐れている、または恐れているためかもしれません。また、虐待が発生していることに気づいていない、または現状のままであることが危険であると理解した上で、十分な情報に基づいた判断を下す精神的能力がないために、行動を起こす必要がある場合もあります。私たちは、個人の安全確保を重視していますが、以下のような状況では、成人の同意なしに行動を起こす必要があります。

- 成人が依然として危害を受けるリスクがあると信じる理由がある場合。
- 子どもを含む他の人々が、危害を加えている人物によって危険にさらされている、またはさらされる可能性がある場合。
- 犯罪を予防する必要がある、または重大な犯罪が犯された場合。
- 成人が脅迫または強要されている可能性がある場合。
- 加害者とされる人物がケアとサポートを必要としており、危険にさらされている可能性がある場合。

このような場合、対象者は ITF セーフゲーディング・マネージャーまたは指定セーフゲーディング・オフィサーに助言を求めなければなりません。彼らは状況を検討し、成人を保護するために必要な措置を計画します。

### 24. 私の報告はどうなりますか？

すべての報告は ITF セーフゲーディング・マネージャーまたはセーフゲーディング・チームによって審査され、受領は通常 24 時間以内に確認されます。開示またはセーフゲーディングに関する懸念事項に対処する際は、関係者全員の機密性が厳格に保持されるよう、あらゆる努力が払われます。

情報は「知る必要のある者」のみに取り扱われ、伝達されることが重要です。同時に、直接関係者または影響を受ける者には情報を提供し、必要に応じてケースを通してサポートを提供します。

セーフゲーディングに関する開示および懸念事項は、ITF セーフゲーディングおよびケースマネジメント手順に従って対応されます。すべてのセーフゲーディングに関する報告およびケースマネジメントの記録は、機密性を保ち、詳細かつ正確に保管されます。

ITF は、以下の場合に調査の調整を主導します。

- ITF が主たる管轄権を有する ITF 大会で事件が発生した場合。
- 各国協会がリソースまたは専門知識の不足を理由に調査を要請した場合。
- 各国協会が関連する安全保護に関する方針および手順を整備していない場合。
- 地域レベルで利益相反の可能性がある場合。
- 調査が複数の国または地域の管轄権にまたがる場合。
- その他の特定のケースにおいて、問題が適切に処理されるために必要な場合。

ITF は、テニスにおける個人の安全と福祉に関する懸念を誠意を持って報告する対象者を全面的に支援します。

対象者が、a) 事件または安全保護に関する懸念を報告した、または b) 安全保護に関する調査もしくはその後の手続きに参加したことを理由に、他の人に対して報復行為を行ったり、報復行為を試みたりすることは、この方針に違反します。

## 25. データ保護と情報共有

英国政府は、セーフガーディング実務者向けの情報共有に関するアドバイスを発行し、情報共有の「7 つの黄金律」を説明しています。

- i. 2018 年データ保護法および人権法は、正当な情報共有の障壁ではなく、生存する個人の個人情報適切に共有されることを確保するための枠組みを提供するものであることを覚えておいてください。
- ii. 情報を共有する理由、内容、方法、および誰と共有される可能性があるかについて、最初から個人（および／または適切な場合はその家族）に率直かつ誠実に伝え、同意を求めてください。ただし、安全または不適切な場合は除きます。
- iii. 関連する情報を共有することについて疑問がある場合は、可能な限り個人の身元を明かさずに、他の実務者に助言を求めてください。
- iv. 適切な場合はインフォームドコンセントを得て情報を共有し、機密情報の共有に同意しない人の意向を可能な限り尊重してください。安全が脅かされる可能性がある場合など、正当な理由があると判断される場合は、同意を得ずに情報を共有することができます。
- vi. 安全と幸福を考慮する：情報共有の決定は、本人およびその行動によって影響を受ける可能性のある他の人々の安全と幸福を考慮して行ってください。
- vii. 必要、適切、関連性、適切性、正確性、適時性、安全性：共有する情報が、共有する目的に必要であり、必要な個人とのみ共有され、正確かつ最新であり、適時に共有され、安全に共有されることを確認してください。

情報を共有するかどうかに関わらず、決定内容とその理由を記録してください。共有する場合は、何を、誰と、どのような目的で共有したかを記録してください。

ITF は上記のガイダンスに従い、テニスまたはスポーツにおける成人への危害リスクを防止または管理するために必要かつ相当な範囲で、国際／現地の法定当局または警察、地域／国内協会、WTA、ATP、ITIA、その他のテニスまたはスポーツ統括団体と安全保護情報を共有する場合があります。

ITF のプライバシーに関する通知（プレーヤーおよび参加者の種類ごとに異なります）は、<https://www.itftennis.com/en/about-us/privacy-notices/?type=privacy-notices> でご覧いただけます。これらの通知では、ITF が個人データを処理する方法についてより詳細に説明しています。

## 26. セーフガーディングに関する支援と監督

開示または安全保護に関する懸念への対応は、被害者または加害者に関わる人々の精神的および身体的健康に影響を及ぼす可能性があります。その影響はすぐには明らかにならない可能性があるため、上

級セーフゲーディング責任者、セーフゲーディング・マネージャー、人事部は、セーフゲーディング・イベントに直接関与する全員を対象に、重大インシデントに関する報告会を準備する必要があります。

臨床監督を行うために必要な専門知識を持つ専門家がこの報告会プロセスに参加することも可能です。追加のサポートが必要だと感じる人は、人事部またはセーフゲーディング・チームを通じて、秘密裏にサポートを受けられることが重要です。

## 27. 危機管理計画

セーフゲーディング・インシデント発生後のITF、地域協会、各国協会へのメディアからの問い合わせおよび連絡はすべて、ITF セーフゲーディング・チームとコミュニケーション・チームが策定します。コミュニケーション戦略の中心となるのは、さらなる危害のリスクを防ぐため、関与するすべての成人の機密性と身元保護です。調査の開始または終了前に、申し立ての対象となった対象者の身元を保護することも考慮されなければなりません。これは、司法管轄権に抵触する可能性のある問題や、ITF およびテニス界の評判を損なう可能性のある悪評を避けるためです。

## 28. 内部告発に関する方針

ITF は内部告発に関する方針を運用しており、従業員ハンドブックに掲載されています。内部告発とは、1998年公益情報開示法に基づく「適格開示」を行うことを指します。適格開示には、以下のいずれかに該当する状況が含まれます。

- i. 刑事犯罪
- ii. 冤罪
- iii. 健康と安全に対するリスクを生じさせる行為
- iv. 環境への損害を引き起こす行為
- v. その他の法的義務違反
- vi. 上記のいずれかを隠蔽すること

上記の基準はどれも、セーフゲーディング事案に関連する可能性があります。ITF は、すべての従業員に対し、この内部告発方針に基づき懸念事項を表明することを奨励しています。また、適切な方法で懸念事項を表明すれば、法律によって保護されることを理解しています。

この内部告発方針では、「適格な開示」を行う方法、および適切な措置が講じられていないと思われる場合の、社内では事務局長レベル、社外では法執行機関および法定機関へのエスカレーションの手順を明確に規定しています。

承認日：2024年12月5日

発効日：2025年1月1日

次回見直し日：2025年12月1日

